# 消費税関係

# 適格請求書発行事業者の登録等に関する 免税事業者への経過措置の延長等について

#### 1 はじめに

免税事業者の適格請求書発行 事業者への登録については,課 税期間の中途であったとしても 登録を受けた日から課税事業置 になることができる経過措置が 設けられている。この経過措置が が令和4年改正により延長より、 経過措置の取り扱いにおける を過措置の取り扱いにおける。 を過措置でいる。そのため、違 いが生じている。そのため、実 おきたい。

### 2 取り扱い及び留意点

#### (1) 令和 4年改正前の経過措置

令和5年10月1日の属する課 税期間中に登録を受けた場合に は,登録日から適格請求書発行 事業者(課税事業者)となる(28 年改正法附則44④,インボイス 通達5-1)。

## (2) 令和4年改正による経過措 置

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても登録日から適格請求書発行事業者(課税事業者)となる(28年改正法附則44④,インボイス通達5-1)。

# (3) 免税事業者の登録申請における課税事業者選択届出書

## ① 原 則

免税事業者の適格請求書発行 事業者登録については,原則的 には,課税事業者選択届出書を 提出して課税事業者になる必要 がある。

## ② 例 外

登録日が経過措置の適用を受ける課税期間中である場合には、課税事業者選択届出書の提出は要しない。つまり、適格請求書発行事業者の登録申請手続きのみで手続きが完了することとなる(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

経過措置の適用期間外に登録 申請をする免税事業者は,課税 事業者選択届出書を提出する必 要がある。

この場合,適格請求書発行事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに,登録申請書を提出しなければならないので注意が必要である(新消法57の2②,新消令70の2)。

#### (4) 経過措置における留意点

上記(1), (2)のいずれの経過措置の適用によって適格請求書発行事業者に登録した場合であっても,登録日から課税事業者となること,課税事業者選択届出書の提出が不要である点においての違いはない。

しかし、令和5年10月1日の 属する課税期間以外に登録を受 けた場合には、登録日の属する 課税期間の翌課税期間から登録 開始日以後2年を経過する課税 期間までの各課税期間において は、納税義務は免除されないこ ととなる(28年改正法附則44(5))。

一方,令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受けた場合においては,上記のような2年縛りの取り扱いはない(28年改正法附則44⑤)。

# (5) 簡易課税制度選択届出書の 提出に係る特例

経過措置の適用を受ける事業 者が,登録日の属する課税期間 中に簡易課税制度選択届出書を 提出した場合には,その課税期 間の初日の前日に消費税簡易課 税制度選択届出書を提出したも のとみなされ,その課税期間か ら簡易課税制度の適用ができる こととなる(改正令附則18)。

## 3 おわりに

登録日から適格請求書発行事 業者(課税事業者)になること ができる期間が延長されたかす とされた対理士の事業者に対する の事業者に対する を対しる。 を対しる。 を対しないまれる。 を令和5年3月31日思われる。 事業者の説明をおこ日おれる。 事業者の説明ないまれる。 取引先来の説明ないずれになる。 取引生務になる。 いずれにとが必要であろう。